

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善とは

介護職員の処遇改善につきましては、「介護人材確保のための取り組みを一層深めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」という目的で、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・介護職員等特定処遇改善に基づく取組みについて、ホームページ掲載等の見える化を行っていること

※ 詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認ください。

[介護職員等特定処遇改善加算\(厚生労働省資料\)](#)

職場環境要件について

見える化要件に基づき、介護職員等特定処遇改善の取得情報を報告し、賃金以外の処遇に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

【労働環境・処遇の改善】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

【その他】

- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増強による業務負担の軽減